

令和2年度財務書類

令和4年3月

東 彼 杵 町

< 目 次 >

【1】財務書類の公表について	… 2
【2】貸借対照表について	… 4
【3】行政コスト計算書と純資産変動計算書について	… 7
【4】資金収支計算書について	… 10

(注) 文中及び表中の財務書類の数値は、表示単位の変更をしております。
また、端数処理の関係上、合計等が一致しない場合もあります。

【1】財務書類の公表について

1. 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。そこで、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。

地方公共団体における財務書類の整備については、総務省から平成12年と平成13年に普通会計のバランスシート、行政コスト計算書及び地方公共団体全体のバランスシートのモデルが示され、平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律及び指針により、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書)の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらに東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式と複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていました。このため総務省は平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」を公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」を公表しました。

そして、平成27年1月に発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が示され、すべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、財政状況やストック情報が「見える化」され、固定資産台帳の整備により公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、財務書類や固定資産台帳を作成するだけでなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることが期待されています。このため、平成27年1月に公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「財務

書類等活用の手引き」において、財務書類等の活用の具体的な方法の例や先進自治体の活用事例等が示され、地方公会計の活用の視点や方法の普及が図られてきています。

2. 東彼杵町の取り組み

こうした状況の中、東彼杵町では平成28年度決算から、固定資産台帳の整備を行い、統一的な基準による財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても東彼杵町の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

3. 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく3つ挙げられます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

4. 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の令和元年度決算分では令和3年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5. 作成対象とする範囲

会計区分		
連 結 会 計	全 体 会 計	一般会計
		公共用地等取得造成事業特別会計
		国民健康保険事業特別会計
		介護保険事業特別会計
		農業集落排水事業特別会計
		漁業集落排水事業特別会計
		後期高齢者医療特別会計
		水道事業会計
		公共下水道事業会計
	一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	東彼地区保健福祉組合
		長崎県後期高齢者広域連合
		長崎県市町村総合事務組合(退職手当事業)
		長崎県市町村総合事務組合(消防補償等事業)
		長崎県市町村総合事務組合(非常勤公務災害補償等事業)
		長崎県市町村総合事務組合(公立学校医等公務災害事業)
		長崎県市町村総合事務組合(市町村会館管理業務特別会計)
		長崎県市町村総合事務組合(市町村会館馬町別館管理事業特別会計)
		長崎県市町村総合事務組合(行政不服審査会事業)
		長崎県市町村総合事務組合(市町村交通災害共済事業特別会計)

※ 全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めた会計です。

【2】貸借対照表について

貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）と、その資産がどのような財源でまかなわれているのか（財源調達状況）を対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかとなります。つまり、貸借対照表で示すことにより、資産が地方債等による将来世代の負担によって形成されたのか、基金及び税収等の過去又は現世代の負担によって形成されたのかが明らかとなります。

地方公共団体の貸借対照表上は資産が圧倒的に多く、（資産－負債）即ち資産と負債の差額である正味資産（純資産）はかなり大きくなります。借金も大きいですがそれを担保する資産が大きく、財務上、必ずしも不健全な状態ではありません。但し、民間企業の貸借対照表と異なる点は固定資産が圧倒的に大きいこと（資産の89%）、その安全性については分析が必要とされます。貸借対照表の要約版は以下の通りです。

（単位：百万円）

一般会計等				全体会計				連結会計			
借方		貸方		借方		貸方		借方		貸方	
事業用資産	7,850	地方債	3,974	事業用資産	7,850	地方債	7,283	事業用資産	9,292	地方債	8,511
インフラ資産	13,024	その他負債	842	インフラ資産	20,191	その他負債	4,542	インフラ資産	20,191	その他負債	4,684
その他資産	117	負債合計	4,816	その他資産	691	負債合計	11,825	その他資産	694	負債合計	13,195
金融資産	2,719			金融資産	3,803			金融資産	4,291		
		純資産	18,894			純資産	20,710			純資産	21,273
資産合計	23,710	負債純資産計	23,710	資産合計	32,535	負債純資産計	32,535	資産合計	34,468	負債純資産計	34,468

次に、貸借対照表の数値を財務安全性の観点から各種の比率に置き換えて、年度の変動を合わせて表示したものが次の表です。

名称	算式	単位	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
債務償還可能年数	$\frac{\text{将来負担額}-\text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}-\text{業務支出}}$	年	13.0	16.4	15.1	9.2	(注)1 -
純資産比率	$\frac{\text{純資産合計}}{\text{資産合計}} \times 100$	%	75.8	76.7	77.4	78.2	79.7
実質純資産比率	$\frac{\text{純資産合計}-\text{インフラ資産}}{\text{資産合計}-\text{インフラ資産}} \times 100$	%	42.8	43.6	46.7	49.6	54.9
住民一人当たり資産額	$\frac{\text{資産合計}}{\text{住民人口(期末時点)}}$	千円	3,067	3,016	3,014	3,035	3,080
住民一人当たり負債額	$\frac{\text{負債合計}}{\text{住民人口(期末時点)}}$	千円	742	704	680	661	626
※ 住民人口(期末時点)		人	8,175	8,077	7,943	7,803	7,698

(注)1 令和2年度は業務活動収支(業務収入等-業務支出)がマイナスとなるため算定できない。

1. 債務償還可能年数は、「資金余剰をすべて返済にまわせば、地方債を何年で償還できるか」をあらわしたもので、民間企業では、貸付のための「企業の格付け」の最も重要な指標となっています。例えば、賃貸物件等のストック資産を多く保有する点で地方公共団体と業態的に近いと考えられる不動産業においては、償還可能年数は10～15年といわれておりますが、こうした民間企業等と比較しても地方公共団体の指数は相対的に短く、借金の比重が小さいといえます。

償還財源として、減収補填債特例分発行額や臨時財政対策債発行可能額を含めた業務収入と業務支出の差額を用いていますが、所有していない資産の整備費用については、資産に計上されず、業務支出に含まれる一方、それに充当した地方債は業務収入には含まれないためアンバランスになることに留意が必要です。

このため、都道府県においては、国道や一級河川の整備等により資産に計上されない大規模な事業を行った場合など、当該年度の業務支出が大きいために、極端に長い年月となる又は単年度では算出不能になる場合もあることに留意が必要です。

したがって、債務償還可能年数の取扱い等については、各地方公共団体の実態を踏まえた上で、今後の検討課題とすべきでしょう。

2. 純資産比率は、企業会計において、財務の安全性を表しますが、公会計においては、地方公共団体が保有する資産の世代間の負担割合を表していると考えられます。地方公共団体の規模の大小にかかわらず、平均して70%前後になります。

本年度の純資産比率は79.7%となっており、資産のうち8割近くが現在及び過去の世代の負担により形成されたことを表し、将来世代の負担は、残り2割程度の負担に留まっています。また、経年比較によって、世代間負担がどのように推移しているのか把握するとともに、類似団体比較により、自団体の世代間負担が類似団体と比べてどのような傾向にあるのか把握することが可能となります。

さらに、財務安全性に結びつく直接の比率は、実質純資産比率です。実質純資産比

率とは資産には計上されているが、経済的取引にはなじまないインフラ資産の価値を0とした時の純資産比率であり、民間企業の自己資本比率や株主資本比率と呼ばれるものに相当します。これは実質的に借入れを担保する資産の比率となります。

3. 住民一人当たり資産額は、資産合計を住民数で除した住民一人当たり資産額となります。また、人口の小規模な団体は大規模な団体と比べ資産額は総じて大きくなる傾向にあります。インフラ資産などは全体の機能を維持するために最低限必要な存在量があり、これは住民数とは必ずしも比例するものではないため、住民数の減少とともに必然的にその割合が大きくなることが考えられます。

経年比較においては資産の増減の要因や資産形成の傾向を明らかにすることが必要です。住民1人当たり資産額の増加は行政サービスに用いることができる資産形成が進み、資産の蓄積がなされたと評価することができますが、住民1人当たり資産額の大きな減少は、金額を取得価額等と減価償却累計額とに分け経年比較することで、人口減少等により資産圧縮に取り組んだ結果なのか、老朽化により金額が減少しているのかを把握し、資産圧縮であれば評価できます。

4. 住民一人当たり負債額は、負債額を住民数で除した住民一人当たり負債額となります。人口の小規模な団体は大規模な団体と比べ住民一人当たりが負担する負債額は総じて大きくなる傾向がありますが、これは住民一人当たりの資産額と同様に小規模団体では資産在り高の効率性の遞減の結果、負債についても影響することが考えられます。

むしろ留意すべきは、当該指標は顕在化している負債に関する指標となりますが、資産の老朽化が進んでいる地方公共団体においては潜在的な負債の存在もあり、老朽化の状況と合わせて判断することが肝要となります。

以上のように、財務安全性という観点からは、将来に危惧される事態は少ないですが、それを担保している資産のほとんどが固定資産であるということは、「資産更新問題」が大きく存在していることを示唆しています。

【3】行政コスト計算書と純資産変動計算書について

行政コスト計算書は、本年度発生した行政のコストを全体として集計したものであり、純資産変動計算書はそのコストに対し、収入がどう割り当てられたものか（財源がどう充当された）を表したものとなります。最終的に純資産がどう変動したかを表すので一体として考えます。

これらから求められる純資産変動額は、極めて重要な数値といえます。この数値が赤字ということは、一年間に発生する経費（コスト）を収入（財源）で賄えていないということであり、負担を次世代へ先送りしたことになります。つまり、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受しているという事になります。この状態が続くことは、組織として問題意識を持ち、原因の追究と対策が必要となります。

純資産変動額は令和2年度 一般会計等で2億6千万円、全体会計で3億7千万円、連結会計で3億8千万円の黒字となっています。

（単位：百万円）

	一般会計等	全体会計	連結会計
純行政コスト(発生コスト)	5,400	7,496	8,837
充当財源	5,661	7,869	9,216
純資産変動額	261	373	379

このような点から、行政の効率性を図るためには、行政コストに着目することが有効ですが、人口規模や面積等により、必要となるコストは異なるので、類似団体とそのまま比較することはできません。

また、企業活動の場合、収入との相対的比較によってコストを計られますが、コスト投入に見合う収入を計算できない地方公共団体においては、同種の業務をどれだけのコスト水準で実現したかということその評価とします。

コスト水準の比較数値としては、簡便な対応とするため貸借対照表と同じく、関係数値を一人当たり費用に換算して、経年の変化を算出することにより、住民にとってわかりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が可能となります。

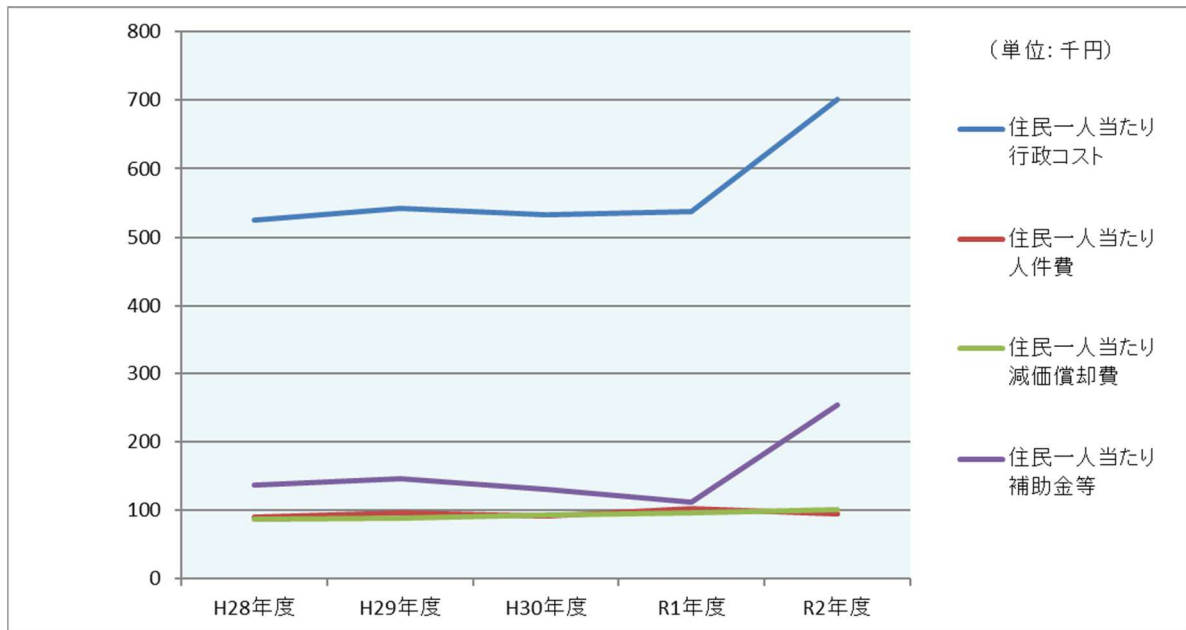
なお、全国各団体と比較が行いやすくするため、業務内容の違いの少ない、「一般会計等」を用います。

1. 「住民一人当たり行政コスト」は、行政活動の効率性を測定するための指標であり、行政コスト計算書により算出される行政コストを住民数で除することにより算出されます。この指標を類似団体と比較することにより、効率性の度合いを評価することが可能になるものと考えられます。

名 称	算 式	単 位	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
住民一人当たり行政コスト	$\frac{\text{純経常行政コスト}}{\text{住民人口(期末時点)}}$	千円	525	541	533	537	701
住民一人当たり人件費	$\frac{\text{人件費}}{\text{住民人口(期末時点)}}$	千円	90	96	91	102	94
住民一人当たり減価償却費	$\frac{\text{当期減価償却費}}{\text{住民人口(期末時点)}}$	千円	86	89	93	96	100
住民一人当たり補助金等	$\frac{\text{補助金等}}{\text{住民人口(期末時点)}}$	千円	136	147	131	112	254
行政コスト対税収等比率	$\frac{\text{純経常行政コスト}}{\text{税収等+補助金等受入}} \times 100$	%	99.5	106.9	103.6	98.7	95.4
受益者負担の割合	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常行政コスト}} \times 100$	%	3.0	2.9	2.8	3.2	5.1
※ 住民人口(期末時点)		人	8,175	8,077	7,943	7,803	7,698

- 「住民一人当たり人件費」は、人材の効率性を測定するための指標であり、人件費を住民数で除することにより算出されます。この指標を類似団体と比較することにより、効率性の度合いを評価することが可能になるものと考えられます。
人件費は、行政コストの中でも主要な費用であり、当該費用の効率性は全体の効率性に影響するものとなります。
また、当該指標は人口が少ないほど高くなる傾向があります。この背景には、地方公共団体には人口数に関わらず一定の業務量が存在するため、少ない人口でも一定の職員配置が必要となること、一般的に人口が少ないほど人口密度も低くなると思われ、その分行政活動の効率性が低くなること等が考えられます。
- 「住民一人当たり減価償却費」は、公共施設の年々の減耗分を費用としてとらえたものであり、施設の使用料とも考えられます。そもそも減価償却費は、過去の意思決定により支出された費用であり、現在の世代では、減少させることはできません。
- 「住民一人当たり補助金等」は、他の団体・事業に対し支出されるものであり、その内容・使途は多様ですから、個別に検討しなければなりません。
- 「受益者負担割合」は、行政活動の自律性(受益者負担の水準はどうなっているか)を測定するための指標であり、行政コスト計算書における経常収益(使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額)を経常費用と比較することにより行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することで比較することができます。
この割合は、使用料・手数料などのサービス料金が、全体のコストの中でどの程度の割合を占めるかであるが、数値事態に意味があるのではなく、全体の傾向を示しています。他団体と開きがある場合は、それぞれの使用料・手数料につき、料金の実数比較が必要となります。

経年比較

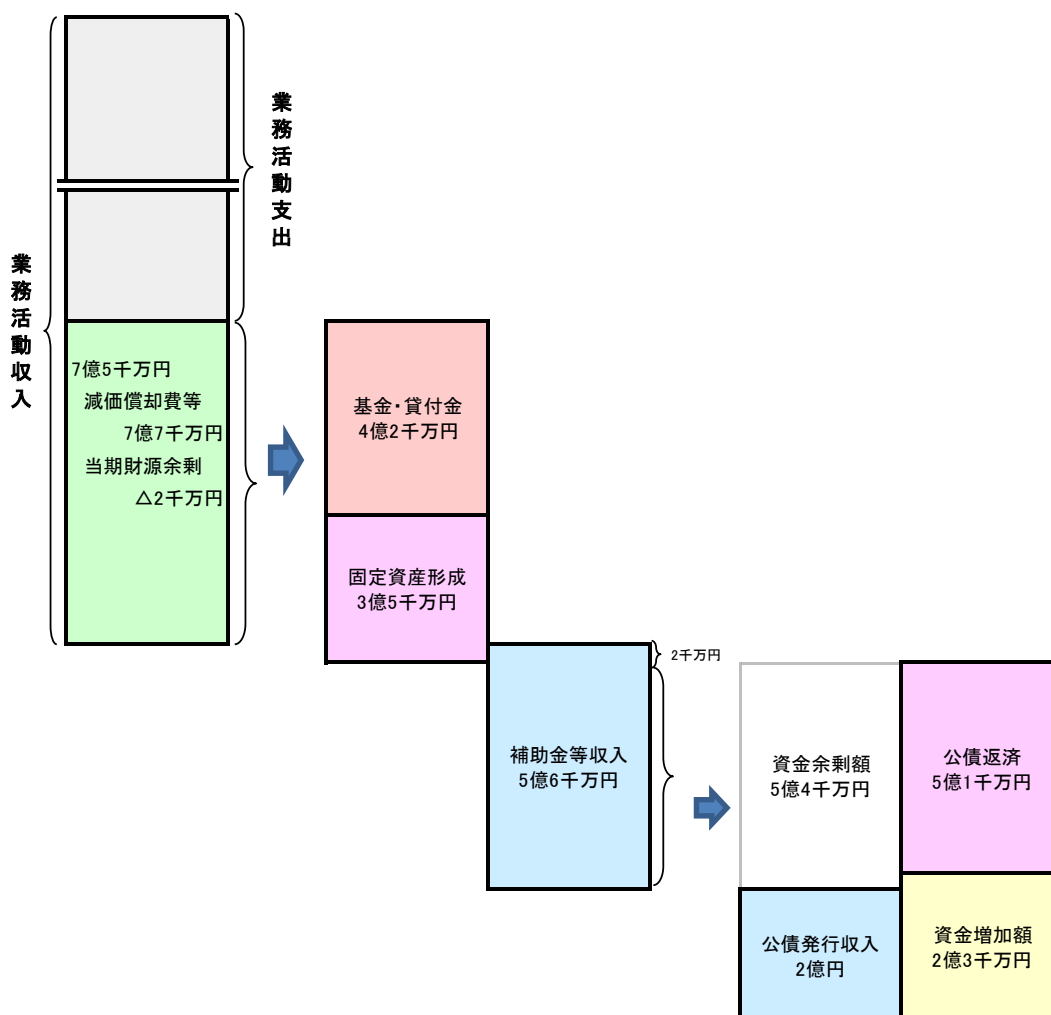


【4】 資金収支計算書について

資金収支計算書の役割は、貸借対照表で明らかになった現状の財政状態を背景として、「将来の東彼杵町」の準備がどのように進められるか、即ち投資の分析を行うことです。「業務活動収支」では、投資に関する資金の捻出額が算出され、「投資活動収支」では、その投資の実際が計算され、その余剰額または不足額の処理が「財務活動収支」で明らかにされます。

このように資金収支計算書では、日常の財務活動と投資の関係が明らかになります。ところで、問題を単純化するため一般会計等において、その点に絞り、説明します。

本年度の資金動向



1. 年間の資金収入は、実際の具体的な活動費用の支出を常に上回っています（費用として計上した減価償却費及び引当金繰入額等、外部へは流出しない費用が存在するため）。業務活動収入から業務活動支出を差し引いた金額が将来の投資、負債の返済に

も支出され、また資産の更新時の貯えの原資ともなります。

業務活動収支をみますと、令和2年度は減価償却費等7億7千万円、純資産変動額の実質赤字2千万円、合計7億5千万円が充足しました。これはコロナ感染症に関連する臨時的な補助金収入11億3千万円があったためです。

2. 投資活動収支をみると、計画された投資は固定資産形成が減価償却費等（7億7千万円）を下回る3億5千万円と圧縮し、新たな基金積立や貸付を4億2千万円行うことができました。
3. 財務活動収支の面からみますと、地方債が5億1千万円償還されましたが、資金余剰及び新たな地方債の発行があったことから、本年度資金収支額は2億3千万円のプラスとなりました。過去の地方債の償還金の多くは、形式的には新しい地方債の発行によって調達されているのですが、今年の5億1千万円については、資金余剰により賄うことができました。
4. 限られた源資で財政運用が図られているところですが、今後の必要な資産更新への支出は大きな懸念となっております。また、コロナ感染症の終息の見込みが立たず財政の逼迫を招く恐れがあるため、行政活動の経営的改善が不可欠であると考えられます。
5. 「基礎的財政収支」とは、資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息を除く）と投資活動収支の合計額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。

名 称	算 式	単 位	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
基礎的財政収支	業務活動収支(支払利息を除く) +投資活動収支	千円	274,665	265,569	362,483	331,500	556,941